

第5回東名遺跡保存活用計画策定委員会 議事録

1 開 会

2 あいさつ

3 委員長あいさつ

4 議 事

《報告事項》

- ・第4回計画策定委員会での主な意見とその対応について

【資料を基に説明】

- ・事前送付した資料の修正点の説明（資料赤字）。
- ・事前送付後に修正した箇所の説明（資料青字）。

【質疑応答】 ●…委員 ○…事務局 ■…オブザーバー（国交省） □…オブザーバー（文化庁）
特になし

《協議事項》

（1）計画策定の目的と経緯について

【資料を基に説明】

【質疑応答】 ●…委員 ○…事務局 ■…オブザーバー（国交省） □…オブザーバー（文化庁）

- ：第10章で遺構保存のモニタリングは、保存モニタリング委員会を設置するとなっている。第11章の経過観察は、保存・整備・活用していくプロセスの観察ということだろう。この遺跡の場合はおかれている環境が特殊であり、活用していく上でも保存のための経過観察のウェイトが高いと思われる。例えば、保存モニタリングの結果次第では、活用にストップがかかる可能性もある、それほど保存モニタリングは重要であるという表現を加えた方が良いのではないか。最近文化庁も含め活用ばかりが叫ばれており、保存方法も確立されていないのに公開している場合もあるようなので、そういう表現も加えた方が良いと思った。
- ：それは基本中の基本で当然のことだと思う。活用の面で保存に負荷を与えるということであれば、当然改善しないといけない。第11章の経過観察の項に書き加えてはどうか。
- ：表現を検討して、書き加えたいと思う。
- ：P85 図 7-1、P93 図 9-1 の凡例部分の 4 は必要なのか。
- ：修正の際に消し忘れていたもの。削除してほしい。

- ：先ほど委員から指摘のあった遺跡の保存については非常に重要なことであるので、P80の「2 史跡地の保存管理」の項に異常があった場合にどうするか、どのような対処をするのかという方向性を書き加えた方が良い。P96の「(1)史跡の保存のための施策」の項にも同じように対処の方向性を書き加えた方が良い。
- ：書き加えたいと思う。
- ：P29の7行目、約8,200年前の寒冷期とあるが、寒冷期という場合は比較的長期に及ぶ時に使う用語なので、小寒冷期くらいにした方が良い。
- ：そのように修正したい。
- ：「第9章史跡の整備」のところで、遺物については強調されているが、貝層の剥ぎ取りや遺構（貯蔵穴）の剥ぎ取りも多く残されているので、活用の面でもう少し強調した方が良いのではないか。現地が見られないからこそ、遺構の剥ぎ取りの活用は重要になってくると思う。
- ：例えば貝層剥ぎ取りの性格や意義づけを書き加えたり、それをどう保存し活用していくかということに分けて記述すればどうだろうか。
- ：そうすると「第7章史跡の保存」P82の記録資料の保存管理の項にも、もう少し詳しく書き加えた方が良い。
- ：そのように書き加えたい。

《協議事項》

(2) 巻末資料について

【資料を基に説明】

【質疑応答】 ●…委員 ○…事務局 ■…オブザーバー（国交省） □…オブザーバー（文化庁）

- ：遺跡の活用と保存の面で、調整池が冠水した状態の写真も掲載した方が良いのではないか。
- ：調整池の状況は定期的に撮影している。その写真の提供は可能である。
- ：出前授業の感想に、「本物が触れて説明が聞けたのでわかりやすかった」などがあるが、遺物の重要文化財指定を考えた時に継続して行うことができるのか。
- ：現在行っている出前授業では、重要文化財指定候補のものも含まれている。そのため今までとおり、色々なものが触れるということは難しくなるかもしれないが、それ以外の出土品で授業を行うことも十分可能と考えている。
- ：ぜひ工夫をして継続していただきたいと思う。
- ：P137 巻末資料7については、見出しの「～関係」の関係は削除した方が良いと思う。文献の2行目の頭文字が飛び出ているのも見にくいので、整えて欲しい。できれば2行目を年号の後までずらすと見やすくなる。
- ：同じところの【巻末資料7】東名遺跡関係関係文献一覧となっているので、関係を削除してほしい。

- ：そのように修正したい。
- ：法令関係は文化財保護法と河川法の2つだけで良いのか。
- ：史跡地に関係するものを掲載した。
- ：文化財保護法も改正となり、来年4月から施行される。せつくなので改正後のものを掲載してほしい。
- ：文化財保護法施行令まで掲載している計画書もあるので、関連部分だけで良いので掲載してはどうか。表題にも関係法令とあるので。
- ：書き加えたいと思う。
- ：貝類などもどれくらい出土したのかを記載した方が良いのでは。
- ：すでに収蔵庫のスペースを意識して保存処理を行った編みかごの法量等が記載されているので、それ以外の収蔵すべき出土遺物の総量がわかるような記載も加えた方が良いでしょう。
- ：巻末資料5で保存処理済みの遺物を掲載してあるが、今後も処理を継続していくのか。
- ：今後3年ほど継続して行う予定にしている。
- ：今後実施する予定の遺物はこの表に記載されているのか。
- ：処理する遺物が確定できていないので記載していない。
- ：計画で良いので、今後、何年までにどういうものを何点処理するかを記載しておいた方が良いでしょう。
- ：書き加えたいと思う。
- ：保存処理に関してだが、処理方法はすべて高級アルコール含浸法によるものか。
- ：土付きのものについては高級アルコール含浸法で行っている。
- ：今後もその予定か。
- ：基本的にはそうである。
- ：高級アルコール含浸法は比較的新しい処理方法なので、経年変化を観察していく必要がある。処理を行って年数が経つものもあるだろうから、その年数を記載してはどうか。
- ：巻末資料5の一覧表の右端に処理年度を記載している。
- ：もう10年以上経つものもあるので、それらが経年変化を観察する良い資料になるだろう。
- ：今のところ、10年以上経つもので何らかの変化はないのか。
- ：大きな変化はみられないが、処理する前にあったヒビが再度入っていたりした場合はあった。
- ：ある遺跡で、同じような土付きの遺物を処理をして20年以上経って、処理法は分からないが、土の部分が崩落して遺物にダメージを与えているのを見たことがある。今話している高級アルコール含浸法は有機質部分の処理で、土部分は何らかの処理を行っているのか。
- ：土ごと高級アルコール含浸法で処理を行っている。

- ：土と有機質部分では収縮率が違うので、処理後にあまりうまくいっていない例はある。
- ：高級アルコール含浸法は大型サイズの遺物はどちらかというと苦手なので、他の処理方法の選択も検討した方が良いかもしれない。

平城宮跡出土の保存処理した木簡が国宝に指定された。経年劣化が少ない真空凍結乾燥法で処理をして良かったと思っている。高級アルコール含浸法も使われはじめて 30 年くらいは経つと思うので、色々答えが出てきているはずだが、そういうものを評価する研究発表がなされていない。
- ：重要文化財指定などの際には、編みかご類ほどの程度候補とするのか。
- ：数は多いが断片がほとんどなので、ある程度全形がわかるものや編み方が特徴的なもの等に限って選定を行う予定である。
- ：樹種同定は事前にやっておいた方が良い。
- ：継続的に処理前に樹種同定を行うようにしている。

また、編組製品以外の木器の一覧表が間に合っていないが、そちらは、PEG や糖アルコール含浸法、真空凍結乾燥法などで処理を行っている。
- ：遺物保存処理に該当するものは、今記載されているものだけで良いのか。土器や骨、貝類は処理をしなくても良いのか。
- ：基本的に劣化の進行が早い植物質のものを中心に保存処理を行っている。それ以外の骨や貝類等の有機質遺物も処理が必要だと考えていて、昨年度、劣化が進んでいた 4 点の骨角器について初めて処理を行った。急速に劣化するものではないので、現在検討中である。処理後はどうしても色味や風合いが変わってくるので、保存処理の専門の方に相談しながら進めていきたいと考えている。それらの処理を含めると、処理の計画は数年延びることになる。
- ：それらのレプリカは作成しないのか。貴重なものは少しずつでも保険のために進めておいた方が良いと思う。
- ：巻末資料はカラーのページが多いので、保存処理の項に余白があれば、処理前と処理後の写真を掲載したり、参考文献の項では、報告書や資料の表紙の写真を掲載すれば見やすくなって良いのではないか。
- ：余白があれば工夫をして掲載したいと思う。
- ：重要文化財指定については、ある程度すべてを対象にしようとしているのか。
- ：土器などは多くが破片資料なので、ある程度の大きさをもつものになる。ただ、貝製品や骨角器などは重要であり、かなりの数が指定候補となる。
- ：重要文化財指定もやりすぎると活用ができにくくなるので、その辺のバランスを考えて進めてほしい。

《協議事項》

(3) 保存活用計画の総括

【質疑応答】 ●…委員 ○…事務局 ■…オブザーバー（国交省） □…オブザーバー（文化庁）

- ：P97の表11-1について、棒線はもっと細くて良いと思う。
- ：棒線の実線と点線の違いの説明書きがいないか。
- ：検討して何らかの記載をしたいと思う。
- ：P79の大綱で「日本文化の原点」という言い方をしても良いのか。
- ：大綱の下の説明分で、縄文文化までと東名遺跡を切るような形で説明すればどうか。
それぞれをもう少し詳しく説明し、その間をつなげずに切るような形。
- ：説明をうまくすれば、キャッチフレーズであるので良いと思う。
- ：説明の部分を検討し修正したいと思う。
- ：基本方針の2つめの「国民や地域住民が」とある部分を、外国人も訪れる可能性はあるので、「市民や来訪者が」と変えた方が良いと思う。1つめも国民を使用しているので、その重複もなくなる。
- ：P78の「4 運営・体制」の(1)は1しかないので、見出しは必要ないだろう。